

NPO法人全国小規模保育協議会  
イベント助成費ガイドライン（2021年4月1日版）

|         |  |
|---------|--|
| 目的・ねらい  | 地域チャプター及びテーマチャプターを中心とした研修やイベント（以下、イベント等）の活性化<br>そのためにチャプター主体で行うイベント等の費用の一部を助成する  |
| 制度の施行期間 | 2021年4月から2022年3月31日  |
| 対象となる組織 | 全国小規模保育協議会 地域チャプター及びテーマチャプター   |
| 内容      | <p>会場費や講師謝礼などイベントに係る費用により赤字が発生した場合、費用の全部または一部を助成する<br/>年間のイベント助成費予算の範囲内で行う</p> <p><b>【助成できる額】</b><br/>         ・1回の申請あたりの上限5万円<br/>         ・赤字が5万円に満たない場合は、赤字分を助成<br/>         ・オンライン加算 5万円</p> <p>※オンライン加算の条件<br/>         オンラインアプリ等の使用により全国の会員が参加できること<br/>         例：リアルタイムのオンライン参加、または期間限定で動画配信<br/>         セミナー＋ワークショップのイベントの場合、セミナー部分だけなど、部分的なオンライン配信でもOK</p> <p><b>【申請できるイベント等】</b><br/>         &lt;例&gt;<br/>         勉強会、施設見学会、市長や行政担当者との懇談会<br/>         ※飲み会は除外</p> <p><b>【申請できる費目等】</b><br/>         会場費、講師料、講師の飲食代及び交通費、通信費、広告費、消耗品費等イベント開催に係る経費（チャプターメンバーの飲食費・交通費は含まない）</p> <p>&lt;例&gt;<br/>         イベントを宣伝するためにチラシを作成し、FAXや郵送で地域の小規模園に配布した。→OK</p> <p>チャプターの懇親会でお茶とおやつを用意した。→NG イベント助成の対象にはなりません。チャプター活動支援費をご利用ください。<br/>         講師の飲食費及び交通費は申請可能です。</p> <p>チャプター活動で使用する外部会議室を年間契約した。→NG イベント助成の対象にはなりません。チャプター活動支援費をご利用ください。</p> |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>手続きの方法</p> | <p>&lt;開催前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【チャプター→事務局】「イベント助成費申請書（開催計画／収支予算書）」を事務局メールアドレス宛に提出</li> <li>・【事務局】事務局会で確認（理事会へ報告）</li> </ul> <p>&lt;開催後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【チャプター→事務局】事務局メールアドレス宛に収支報告、領収書を提出</li> <li>・【事務局→チャプター】赤字額を確認の上、助成額を決定して報告</li> <li>・【事務局】連絡会指定の口座へ入金する</li> </ul> |
| <p>例外規程</p>   | <p>年間の予算を超えた場合、それ以降の申請は個別に審議<br/>開催前に申請がなかった場合も個別に審議</p>   |
| <p>その他</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等に関する告知、実施報告は連絡会担当者より会員メーリングリストに流す。</li> <li>・その際に、チャプターへの入会方法や連絡先も案内する</li> <li>・協議会ホームページのお知らせ及びFacebook投稿は事務局で担う（イベント主催者に原稿や動画の元データを用意して頂きます）</li> </ul>  |